6 松 農 林 第 3 0 1 号 令 和 6 年 8 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名		松浦市
(市町村コード)		(42208)
地域名		志佐6
(地域内農業集落名)		(志佐川1工区)
₩ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	+	令和6年7月4日
協議の結果を取り	まとめバミギガロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、県営事業により圃場整備が完了している区域であり、基本的には水稲・WCS・飼料作物を作付けしている。農業従事者の高齢化及び後継者が不在の農家があるなど、離農による耕作放棄地を発生させないようにすることが課題である。有害鳥獣被害については、電気柵による防護を行っているがイノシシ被害は度々発生する。また、野鳥も多い状態である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外の耕作者により耕作しており、遊休農地や荒廃農地も少ないことから、今後も現状を維持する。将来的には離農者の農地や後継者がいない農地については、地域内外の担い手への集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全域が圃場整備区域なので、全ての農地を農用地として扱う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

}	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	離農者の農地や後継者がいない農地、貸し付けの意向のある農地などは、地域内外の担い手に集積・集約を					
	図るとともに、農作業がしやすく、手間や時間などを減らすことが出来るように、団地化の拡大についても併せて					
	検討する。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	現在は既存の農業従事者により耕作しているが、高齢化等により持続が困難な状態になり受け手がいない農					
	地については、農地中間管理機構を通じて担い手へ貸し付ける。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	圃場整備完了区域のため、現時点では検討しない。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	既存の担い手に農地を集積・集約し、地域の農地を守りながら若手の担い手確保及び育成を進めていく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者等への委託を検討する。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
	□⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	<u> </u>					
	8 経年劣化による水路や道路等の維持補修及び改修を検討する。					
	⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、適格化推進委員等の地域					
	代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。					